

# 鎌倉期の神宮と伊勢神道

皇學館大學助教授

平 泉 隆 房

## はじめに

伊勢神道に関して、今日なお通説であるのは、久保田収氏の業績である。氏の歿後も新たな研究が次々と出されましたが、大半は、久保田氏が手堅く考証された、例えば神道五部書の成立時期や成立順序、作者などの所説をほとんど是認したうえで、新たに中世思想史全体のなかでの伊勢神道の位置づけを試みたり、久保田氏が余り触れられなかつた点の解明に主眼を置いていたりであつて、久保田氏の所説そのものについて、全面的にこれを再検討するところはなかつた。ために、一見すぐれた成果が続々と世に問われているやに見受けられるものの、久保田説そのものが搖らぐと、直ちにそれらの説のなかには瓦解するものも少なくないようである。また、個々には有益な研究成果であつても、久保田氏のように包括的に所論を展開していないため当否が問えないものもあり、一提言に留まるものが多いのも事実であろう。久保田氏の所説が、依然通説と認められる所以である。

ところが近時、注目すべき説が田中卓氏より提出されている。神道大系『伊勢神道』上の解題のなかで、神道五部

書を担当された氏は、これらの書物の成立時期や作者として、従来大方の賛同を得ていた久保田説を詳細に再検討され、通説とは相當に異なる所論を展開されたのである。今後、伊勢神道のみならず中世思想史の分野で、この田中説の是非が重要な課題となることは確かであろう。

筆者は、やはり神道大系『伊勢神道』上に、度会家行の『類聚神祇本源』『瑚璉集』の分担を命ぜられ、両書を検討した結果、伊勢神道史上における度会家行の位置づけに関する、これまで言わってきたところとは異なる見解を抱くに至つた。さらに、従来から疑問に感じていることであるが、これまで伊勢神道（思想）のみを取り上げて議論する傾向が強いものの、伊勢神道を生み出した鎌倉期の伊勢神宮史は如何なるもので、そのなかで伊勢神道とは如何なる位置を占めるものなのか、等についても検討してみたい。

## —

まず、筆者が『類聚神祇本源』『瑚璉集』を検討した結果得られた結論のみを概略指摘しておきたい。<sup>(1)</sup> 伊勢神道家としての度会家行は、これまで“伊勢神道の祖述者”と見做され、伊勢神道思想形成の立役者というよりも、それを集大成した点こそが評価されてきた。<sup>(2)</sup> それは、彼が度会行忠等のあとを受け継いで、結果的には前期伊勢神道の掉尾に位置すること、彼の主著『類聚神祇本源』が、書名に「類聚」の字を冠することにも窺われるごとく集大成の書物と見られること、等によるためであろう。しかし、重要な点がいくつか見落とされている。

まず、『類聚神祇本源』が、内容的にも、伊勢神道書のみを「類聚」したものではないということである。『類聚神祇本源』を一見すれば明かなように、本書はその大半が諸書よりの抜き書きで占められているが、問題は諸書の顔ぶれであろう。伊勢神道書の多いことは当然として、仏家の説、さらには『古事記』『日本書紀』『先代舊事本紀』また『古語拾遺』といった、所謂古典の多い点にまず注目しなければならない。本書はこれらを、それぞれ「社家」「釋

家」「官家」と分類し、そのなかに配列するのである。<sup>(3)</sup>

さて、鎌倉中期の伊勢神宮史のなかで、特筆すべき事件は蒙古襲来の影響と皇字論争であろう。後者は、内外両宮の祠官が直接間接に激論を戦わすといった、神宮史上かつてない深刻な事態を現出した事件だけに、この事件の経過や結果には注意する必要がある。事件についての若干の検討は後述することとして、ここでは『類聚神祇本源』が、皇字論争を克服した述作である点を確認しておきたい。『皇之字沙汰文』所収の（永仁五年）五月九日度会行忠書状に、當宮皇字事、任以前度々 勅定訴陳沙汰之中間、内宮方經結構謀奏之由、其聞候之間、爲申沙汰帶解狀、

行家神王令參洛候。

とみえるように、度会家行が、皇字を巡る両宮の相論訴訟のなかで、朝廷に説明するため、永仁五年（一二二九七）五月、外宮側の代表として一祢宜・度会行忠の命で上洛していることが分かる。この時、家行は四十三歳、祢宜になるのはこれより九年後のことである。地位からいえば、当時まだ外宮祠官を代表するほどのものではない筈だが、これは家行に対する行忠の期待の大きさを示すものと言えようか。こうした皇字論争と、時期的にはその後にくる家行の神道論の関係を、従来の研究は必ずしも注意しないが、元應二年（一二三一〇）に述作された『類聚神祇本源』には、皇字論争時の外宮祠官側がとった態度と異なるものがみられると思う。皇字論争の際の両宮祠官の言い分を比較すると、論点はひとまず撇くとして、内宮祠官側が専ら古典のみを自説主張の根拠に置いたのに対し、外宮祠官側はひたすら所謂伊勢神道書によって内宮祠官に対抗したのであった。無論、外宮側が古典を軽視している訳ではなく、伊勢神道書の所説もまた古典や古伝等より出たものであることは明らかだが、『類聚神祇本源』が古典を尊重していることは、本書が単に外宮側の神道説を大成しようとしたものであるのみならず、内宮側の教義教学をも十分に尊重して、いわば内宮・外宮それぞれの神学を総合した新しい神道論の樹立を意図したことの証左となる。ちなみに、これが認められれば、外宮祠官の神道説を意味するかのような「度会神道」なる用語の使用は慎重を要し、むしろ「伊

勢神道」の表記の方が穩当と思う。

また、従来の研究は、「類聚神祇本源」執筆に先立ち、度会家行が引用史料等に関して『釋日本紀』を参考にしたことを指摘された平田俊春氏の説（『元元集の研究』四〇七頁）を見落としているが、この指摘は意味を持つ。ト部兼方編著の『釋日本紀』を参看していることは、単なる伊勢神道論の祖述というよりも、ト部家の家説や神道論をも意識し参考しながら、神道理論を再構築しようとした家行の意気込みを示すものと推考されるからである。

さらに、度会家行の神道論というと『類聚神祇本源』が注目されてきたが、それらを踏まえて著された『瑚璣集』が重要である。その『瑚璣集』には、皇宇論争の影響は認めがたく、また内外両宮の別宮篇を全て割愛し、「地神五代事」に関する叙述に大幅な増補が加えられるなど、単なる『類聚神祇本源』の抄出とはみられない面がある。そしてこのことは、度会家行の神道論が、より普遍的な方向を目指していたことを意味し、本来かかるものを彼が指向していたとも考えられよう。

以上検討した点からだけでも、度会家行の所論が、伊勢神道の単なる祖述であるとは到底言えないと思う。彼が伊勢神道史上に果たした役割については抜本的に再検討する必要があろう。

## 二

次に、度会家行に先行し、伊勢神道の成立に大きく貢献したことで知られる度会行忠についてみてみたい。しかし鎌田純一氏が的確に指摘され<sup>(4)</sup>、筆者も「伊勢神道成立の背景」（『皇學館論叢』二一巻四号、以下前稿と略称）で鎌田説を肯定しているが、この人物を所謂神道五部書の幾書かの作者とみることには問題がある。近時の田中卓氏の解題も、この人物と五部書の関係を明快に否定されており、もはや、五部書の作者を行忠との絡みで解明することは余り意味を持たないであろう。ただし筆者は、以前にも述べたが、神道五部書に、行忠等の外宮祠官による書き加えがな

いかをなお疑つてゐるものであり、遺憾ながら、それがどの箇所かを現段階では提示出来ないため、この点は憶測に止まる。

では、度会行忠が伊勢神道史上に果たした役割とは一体何であつたのであらうか。この人物の時に、朝廷が、神宮祠官の手になる神学の重要性を改めて認識したこと、また皇字論争がこの人の積極的な関与によつて押し進められ、神宮教学はこの事件を通じてより深められていつたこと、が重要と考える。

まず後者からみていきたい。皇字論争を当該期の伊勢神宮史上的重大事件と位置づけることにさして異論はあるまい。しかしその割には、はつきりしないことが多く、事件が偶発なのかあるいは何者かによつて惹起されたのか、激論が両宮祠官の間でたたかわされたものの、それが約一年半後にはつきりした決着をみることなく止んだのは何故か、といった点も頗る曖昧にこれまでのところ放置されている。事件そのものは、永仁四年（一二九六）二月十一日、内外両宮の祿宣が連署で出した注進状に、外宮祠官の度会氏が「豊受皇太神宮」と署名したため内宮側が強く抗議し、外宮側も全く譲る気配を見せず、両宮祠官の間で論争となつたもので、関係史料が『皇之字沙汰文』として残されてゐる。

実は、その直前の内宮・外宮の空氣を伝える好史料があるので紹介しておきたい。『とはずがたり』の伊勢参詣記事である。<sup>(5)</sup>『とはずがたり』は鎌倉中期の朝廷にあって、後深草院に仕えた「二条」と呼ばれる女性が書き綴つた日記文学一回想風の自伝で、全体が、後年になつてのある時期の回想の筆になるとされている。国文学方面の研究によれば、細部にわたつては作者の虚構などもあるとされるが、今から取り上げる神宮参詣に関する叙述などは、作者の錯覚や聞き間違いといふことはあつても、故意に事実を改竄している可能性はほとんどなかろう。<sup>(6)</sup>

問題は、正応四年（一二九一）四月、作者が伊勢神宮を訪ね、まず外宮を、次いで内宮を参拜し、神宮近辺に数日間滞在した折、見聞したところを綴つた箇所で、作者は三十四歳、出家して三年目の春のことであった。時期的に、

皇字論争が勃発して内外両宮が正面から衝突する五年前の、まさにその前夜ともいえる時である。これまで、皇字事件直前の両宮祠官の動向が議論されたことはほとんどなかつたと言つて良い。筆者がまず注目するのは、作者と内宮一称宜・荒木田尚良との間で交わされた和歌の部分である。

神拝事故なく遂げて、下向し侍るとて、神館の前を通るに、一禰宜尚良が館、ことさらに月さし出でですぐく見ゆるに、皆おろしこめて侍りしかば「外宮をば月宮と申すか」とて、

月をなど外の光と隔つらん

さこそ朝日の影にすむとも

榦の枝に四手に書きて結びつけて、神館の縁に置かせて帰り侍りしかば、開けて見けるにや、宿所へ、また榦につけて、

すむ月をいかが隔てん檻の戸を

開けぬは老いの眼なりけり

『とはずがたり』の作者は、皇字論争の五年前に、既に内外両宮の間がしつくりといかず、内宮側が外宮祠官側を非難している空氣を敏感に感じとつた訳で、そのことは和歌にはつきりと表れている。<sup>(7)</sup> 作者が、どこからかかる気配を感じとつたのか、外宮においてか、内宮でか、それとも当時既に周知のことだつたのかは不明だが、ともかくこのことは『とはずがたり』によつて、初めて明快に知り得たことである。内宮祠官は、外宮側による伊勢神道（思想）の唱道といった、革新運動とでもいふべき動きに対して反感を持つていたのではなかろうか。内宮側が皇字論争の際、どこまでも古典のみを尊重する態度に徹し、また外宮側が提出した神道書を完全に無視した点からみても、こう結論付けて大過あるまい。それにしても、後深草院二条の問い合わせに対し、荒木田尚良が「私の老いのせいです」と軽く受け流した点こそ、筆者にとつて頗る興味あることである。荒木田尚良なる人物に着目してみたい。

荒木田尚良はこの時、八十一歳、これから四年後の永仁三年（一二九五）十一月に八十五歳で歿するが、問髪をいれず翌永仁四年二月に皇字論争が起るのである。これが偶然か何人かにより画策されたものなのか、俄かには分かれかねるが、少なくともこの人物が生きておれば、皇字論争の経過はかなり変わつたものとなつたであろう。そのことを、所謂神道五部書で最初に成立したことがほぼ確実視されている、『宝基本記』の奥書を手懸りに解明してみたい。（便宜上、番号を付す）

本云。

(一) 天慶五年壬寅九月廿三日。書<sup>ヨ</sup>寫之。

太神宮禰宜荒木田神主行眞  
判

(二) 建保二年甲戌九月十二日。書<sup>ヨ</sup>寫之。

荒木田神主氏良  
判

(三) 文永三年丙寅三月二日。以<sup>ニ</sup>内宮一禰宜延季神主本<sup>一</sup>。神主憲繼書<sup>ヨ</sup>寫之。

件憲繼自筆書寫本。外玉串大内人度會神主常主相<sup>ヨ</sup>傳之。

(四) 建治三年丁丑九月一日。禰宜度會神主行忠書<sup>ヨ</sup>寫之。

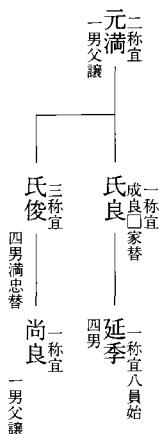
(五) 千<sup>レ</sup>時永仁四年十二月十九日。以<sup>ニ</sup>惣官御自筆本<sup>一</sup>。書<sup>ヨ</sup>寫之。

荒木田神主經顯  
判

筆者もこの奥書に就いては前稿で検討しており、詳細はそれや、近時の田中卓氏の解題に譲り、ここでは(三)に注目したい。これまで、この奥書の後半部分つまり「憲繼自筆書写本」の存在を疑つた研究は極めて少ないようである。ちなみに、このことは当然のことながら(四)(五)の奥書を認めることとなるのであるが、(五)の「惣官」を、これまでの研究がその語義から離れて「長官」のことかと疑問視していた点を、「祭主」と押さえられた田中卓氏の

意見は早説であり、筆者が神道大系『伊勢神道』上の『類聚神祇本源』の真福寺本の解題のなかで述べたように、伊勢神道書の書写や流布に果たした祭主の役割は決して看過出来ないものがあるであろう。<sup>(8)</sup>さて問題は、文永三年（一二六六）内宮正遷宮のこの年の三月一日に、度会姓で内宮大内人の神主憲継が書写した「内宮一禰宜（荒木田）延季神主本」の実否である。その如何によつて、『宝基本記』の成立時期も大きく変わつてくるからである。延季による書写本の存在が事実であれば、（二）の奥書に名のみえる荒木田氏良は延季の親であるため、（二）の奥書をも是認することとなる。だが、もし氏良・延季による書写が事実であるなら、内宮側に『宝基本記』の写本が一本くらいは伝わりそうなものなのに、前掲奥書（五）にみえるように、皇字論争の最中の永仁四年十二月十九日に、内宮側の荒木田経顯がわざわざ「惣官」から借りて『宝基本記』を写していることを如何に解すべきかが問われる。従来の研究は、『宝基本記』は内宮側にあつては失われたとみる久保田氏等の通説と、『宝基本記』の氏良・延季書写をうたう奥書は、論争を有利に導くため外宮祠官側が偽作したのであって、内宮にははじめから『宝基本記』は無く、ひいては憲継を『宝基本記』の作者とみることも可能とする岡田莊司氏<sup>(9)</sup>の見解に分かれしており、概して言えれば後者の方に説得力がある。

ことの当否は暫く措くとして、『とはずがたり』にみえる荒木田尚良は、氏良・延季父子の近親者であることが「荒木田系図」に明かである。<sup>(10)</sup>



神主憲継が『宝基本記』を書写した文永三年（一二六六）の内宮正遷宮時、尚良は内宮七称宜で、従兄弟にあたり

内宮長官であった延季をたすけて遷宮行事に奉仕していた。後年、皇字論争の際、外宮祠官側の論拠として用いられた『宝基本記』に対する内宮側の態度は、「伊勢寶基本記等。誰人撰集乎。」（皇之字沙汰文）というものであつたが、尚良歿き後の内宮側には、『宝基本記』はじめ所謂神道五部書等に対して、外宮祠官によつて俄かに作成されたものか否かも含めて、正しく評価出来る人物がいなかつたことが分かる。また、『とはづがたり』にみえるように、外宮側の主張を受けとめ、また聞き流して、摩擦がおきないよう内宮祠官を説得することが尚良には出来たかもしれないなかつたが、皇字論争勃発時、彼は既に亡かつた。従来は、永仁三年（一二九五）に度会行忠が六十歳になつたことと、皇字論争の過程で、六十歳未満の披見を許さずといった神道書の秘書化が謀られていくことの間に何らかの関連があろうとして注意する。筆者は、それのみではなく、内宮長官・荒木田尚良の死去が、内宮側にとつて論争を優勢に進め得なかつたことの重要な要因となつたと思うのである。

### 三

次に、弘安八年（一二八五）関白・鷹司兼平の命により度会行忠が撰進し、同十年に補訂された『伊勢二所太神宮神名秘書』が、龜山上皇の奏覽に供されたことに注目したい。同書・神宮文庫本（一門八四五号）奥書に、

本云

抑此神名帳行忠神主撰之、龜山法皇禪林寺殿御治世之時内々 奏覽預観感<sup>二</sup>云々、

とみえるものである。この書は所謂神道五部書の書名がみえる最初のものであり、五部書が遅くともこの時には成立していたこと、そこから行忠が五部書の成立に関与しているのではないかとする論拠となつたこと、でも留意せねばならない書物である。そしてこれは、かつて宮地直一氏<sup>(1)</sup>が示唆された如く、度会氏の著述が観覽に供された、最初の例であると思う。

これ以後の神宮祠官ことに外宮祠官と朝廷との関係を、以下概略記そう。まず、前述の永仁四年（一二九六）皇字論争の際には家行の上洛にも窺われる如く、朝廷でこの事件は審理されたのである。かなりおいて元應二年（一二三〇）、外宮高宮に盜人が侵入したため当時の長官・常良、六称宜・家行、七称宜・貞陰、九称宜・貞香等が入洛しており（高宮盜入惱異事）、翌元亨元年（一二三一）六月にはやはり長官・常良が上洛し、伊勢神宮についての勅問に答え、また後宇多上皇さらに後醍醐天皇に各種「祓本」「類聚神祇本源」を奏覽に供している（鼻帰書・尚重解除鈔・類聚神祇本源奥書）。続いて、元徳元年（一二三一九）、常良の手になる『元徳注進度会系図』は、一名『元徳奏覽度会系図』とも称されるよう、後醍醐天皇に供されたとみて良い。そして、翌元徳二年（一二三〇）内宮一称宜・氏成と外宮一称宜・常良は三位に叙せられ、それが「祈禱賞」によるものであつて「おぼろげならぬ御さた」があつたこと（二宮祢宜補任至要集）が知られるのである。

皇室また国家と密接につながった神宮が、歴代天皇・上皇また朝廷貴族の崇敬を集めたことはいうまでもない。斎王、祭主補任また公卿勅使の派遣といったことが全て朝廷の主要行事であることは、依然この時代も変わっていない。だが、蒙古襲来に際して朝野をあげて異国降伏の祈願がなされるなかで、龜山上皇による神宮への祈願があり、神風によつて蒙古軍を撃退出來たとして、正応六年（一二九三）神宮の風社に宮号が宣下されたのである。この一連の出来事は、両者の関係をさらに緊密なものにしたであろう。『神名秘書』の撰進と奏覽は、このような状況のなかでなされたのである。そしてこのことは、行忠はじめ外宮祠官にとつては、非常な感激であり、自負となつたのではあるまい。このような歴史的流れに沿つてみていくならば、外宮祠官による伊勢神道の高唱が、単なる内宮との並列化を希求したものである筈はない。それから約四十年後、度会家行によつて著された『類聚神祇本源』は、序を設け、執筆の目的、作者ならびに成稿年月を明記しており、従前の伊勢神道書とは頗る異なつた体裁となつているが、そのことは家行及び外宮祠官の自信を何よりも如実に示しているものと考える。その本書が、成稿からわずか一年足らず

で、後宇多上皇また後醍醐天皇の観覽に供されたことを含わせみれば、本書はそもそも奏覽を前提として著されたとすべきかもしない。

また、『皇之字沙汰文』に記されている過激な応酬にも拘わらず、約一年半後の永仁五年（一二九六）六月に、これまた唐突に事件が終息したことは、以上のことより推して、朝廷から何らかの積極的な働きかけがあったとみて良いのではあるまい。永仁五年（一二九六）五月の家行の上洛はこの点でも注意すべきで、この時、或は朝廷から皇字論争の早期解決を迫られたのかもしれない。かく考えた時、論争の不自然な終焉も説明がつくようだし、家行による神道書述作の動機ないし發意を、この上洛の際に求めて良いようにも思われるるのである。

ちなみに、『皇之字沙汰文』に見える両宮祠官の激越な調子での論戦が、後々まで影響を及ぼし、ついに江戸末期に至るとみる研究<sup>(12)</sup>、また皇字事件のはるか以前より両宮祠官の交流はなかつたとみる傾向が強いが、果たしてそうであろうか。筆者は、皇字事件前後の一時期を除けば、鎌倉期を通して荒木田氏また度会氏は良く協調しており、外宮祠官も内宮の遷宮ともなれば全力をあげて内宮側を支援した、とみて差し支えなく、不和のみを強調するのは如何なものかと思う。現存する遷宮記の記述をみれば明らかのことであろう。この点で、行忠による『神名秘書』の撰述、補訂時期との関連で従来より注目されている行忠の祢宜職解却について付言しておきたい。弘安六年（一二八三）七月の彼の解官が内宮柏山に關することであつた（二宮祢宜補任至要集）ため、外宮祠官が内宮の料木に干渉したことによる解官である、と一般に解されてきた。しかし、行忠が「造内宮作所」なる職にあつたことが、次に掲げる弘安十年（一二八七）七月日の度会邦房解（鎌倉遺文一六三一〇号）に明記されており、これは当たらぬであろう。

行忠爲「造内宮作所」之時、御柏山間事、結構之罪、依レ無レ所レ遁、被「解官」之間、邦房優ニ文簿堪事、譜代故實之勞、□撰補之恩、神役之忠勤、積而無怠、御祈之勞效、重而有餘、□依<sup>而カ</sup>行忠濫訴、去年兩度經<sup>ニ</sup>御沙汰、

（下略）

これは、行忠の還補によつて祢宜職から外された邦房が、その補任の非なる旨を上申した解文の一節で、この文書に記されている如く、むしろ内宮祠官・荒木田氏や外宮祠官・度会氏の同族のなかで祢宜職をめぐる争いがあつた訳で、これに祭主家も絡んで、複雑な勢力関係が現出した、とみるのが実態に近いのであって、単純に内外宮祠官の対立を強調するならば、それは誤解であると考える。

#### 四

次に、所謂神道五部書について、田中卓氏の新見解を中心に若干言及しておきたい。田中氏の所論は多岐にわたるが、まず重要な点は、それぞれの奥書について、従来仮託とみられてきたその論拠を仔細に検討の結果、いずれも論拠薄弱であり、必ずしもその通説にとらわれる必要はない、とされたことである。その場合、諸書の奥書に何がしかの信憑性を認めるとすれば、神道五部書の成立はかなり繰り上がることも考えられ、平安後期か遅くとも鎌倉前期には五部書とも成立していたこととなる。伊勢神道のみならず、両部神道（天台神道・真言神道）などについても、当然その伊勢神道との連関関係を抜本的に見直す必要が生じてこよう。筆者は現在のところ、この新説を判断するだけの力を持ち合わせていないため、結論は保留するしかない。以下では、やはり『類聚神祇本源』研究の過程で気が付いたことを記しておきたい。

『類聚神祇本源』本文は夥しい諸書よりの引用で占められているが、引用史料のなかで筆者が注目したいのは『天地麗氣記』である。『類聚神祇本源』は全篇にわたり大量に『天地麗氣記』を引用しており、『類聚神祇本源』の十五にわたる篇名また全体の構成も、この書に負うところが多いのである。最重要篇である「神鏡篇」なども大半が『天地麗氣記』<sup>(13)</sup>よりの引用だ。ところで、神道五部書—天地麗氣記—類聚神祇本源の順で成立し、影響を与えたとみる通説に誤りなしとみた場合、どうであろうか。『類聚神祇本源』は『天地麗氣記』を「官書」の部に入れるが、家行

が『天地麗氣記』の作者を醍醐天皇とみていたからであろう。そして『類聚神祇本源』のなかで、家行自身が「於所載于右之天地麗氣同府錄等者、雖為官書、内與所述于釋門其義相同之間、以次一所鈔之。」と記して〔14〕いるのをみれば、『天地麗氣記』作者について本当に知らなかつたとみて良いであろう。『天地麗氣記』作者が神宮の事情に精通しており、また両部神道にも造詣の深かつたことは動くまい。『天地麗氣記』が神宮祠官ないし神宮関係者また縁故者周辺で、或はそういう人の助力を得て述作されたことはほぼ確実かとみられるのである。そこで、神道五部書の幾書かの作者が行忠だとすると、神道五部書—天地麗氣記—類聚神祇本源の順で成立したとして、家行が『天地麗氣記』の作者について全く承知していなかつたことは一応不審なこととみるべきではあるまいか。家行は、行忠による『神名秘書』撰述の弘安八年（一二八五）には三十歳であつて、『神名秘書』やそこに書名としてみえる神道五部書についても、存在ぐらいは知つていたかと推考される。もし文永・弘安期に五部書が成り、それを参考にして『天地麗氣記』が著されたとして、家行がそれをはるか前代の醍醐天皇撰と見誤ることがあり得るであろうか。しかも『類聚神祇本源』執筆の過程で、五部書と『天地麗氣記』の本文に近似するものがあることは、家行には容易に分かつた筈である。五部書の成立を文永・弘安期と押さえることは無理があり、それよりも、平安後期から遅くとも鎌倉前期とする方が妥当であろう。

## 五

最後に若干の残された問題についてみておきたい。平安後期以降、広く東国に神宮の御厨・御園の成立をみたのは周知のこととて、大中臣氏はじめ荒木田氏・度会氏の權称宜層が積極的にこれに関与していた。前稿で指摘したように、荒木田氏にあつては、前掲『宝基本記』奥書にも名のみえる氏良や、やはり一称宜になつた成長は、いずれもその女子が、関東武士団の名族、波多野氏に嫁いでおり、波多野の支族はその縁などもあつて、伊勢国の人々は神宮周辺

に蟠踞していたのである。<sup>(15)</sup> これが、本稿で述べた蒙古襲来を契機としての外宮祠官による神道論の唱道、さらには元徳二年（一二三三〇）の内宮一祢宜・荒木田氏成への「おぼろげならぬ御さた」とは、どう関係してくるのであろうか。これまで全く問題にされなかつたことかと思われる。

筆者は、前稿でも触れたように、妻室の二人までもが荒木田氏良の女子である波多野義泰が、「荒木系図」によれば、弘安八年（一二八五）十一月の所謂霜月騒動の際、鎌倉で討死していることに注目してみたい。弘安七年四月に北条時宗が歿して後、安達泰盛によつて「新式目」にみられるような弘安の改革ともいふべき政治がなされたことは周知のことだが、霜月騒動で泰盛が滅びると状況は一転する。この影響は神宮とて例外ではなかつた。嘉元二年（一二〇三）二月十八日の関東御教書案（徵古文府、鎌倉遺文一一七四七号）をみてみたい。

諸御厨事、如<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>祭主定忠朝臣去々年十月廿日御教書者、勅裁御厨并本所進止御厨事、非器之輩相傳之條、難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>許容、仍弘安七年以前成敗之外者、永停<sub>レ</sub>止武家被管之輩知行、於<sub>レ</sub>其跡<sub>二</sub>者、宜<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>聖斷并神宮裁許<sub>レ</sub>云々、（下略）

ここに「去々年十月廿日御教書」とあるのが、「鎌矢伊勢宮方記」に正安三年（一二三〇二）十月廿日関東御教書案（鎌倉遺文二〇八八三号）として伝わるので次に示そう。

#### 關東奉<sub>レ</sub>寄御厨事

右、非器之輩買得之條、不可<sub>レ</sub>然之旨、其沙汰弘安八年被付<sub>二</sub>神宮<sub>一</sub>畢、而正稅不<sub>二</sub>闕忘<sub>一</sub>者、甲乙人如<sub>レ</sub>元可<sub>二</sub>相傳知行<sub>一</sub>之由、同九年被<sub>レ</sub>仰下<sub>二</sub>之條、背<sub>二</sub>理致<sub>一</sub>畢、御祈禱之外、更難<sub>二</sub>領掌<sub>一</sub>、（下略）

つまり、神宮の御厨について、弘安八年（一二八五）に、「非器之輩」が買得した分についてそれを否定し、「祈禱之仁」以外の者の領掌を禁ずる鎌倉幕府追加法が出されたものの、霜月騒動の結果であろう、翌弘安九年には「甲乙人」が元の如く知行することを認めることになり、神宮側にとつては極めて不利な状態となつた。それが正安・嘉元

のこの時に、神宮側の主張もあつてか、弘安八年法に復帰したものである。このように、一旦は安達泰盛によつて神宮領を保護する立法がなされながら、霜月騒動の泰盛敗北によつて事態が急変し苦境に追い込まれたこと、この騒動で泰盛側についた波多野義泰が討死したこと、が荒木田氏をして幕府から次第に離れていった原因とみて良いのではあるまいか。風社への宮号宣下は正応六年（一二九三）のことであつた。度会氏に関しては、第二節でみた如く、行忠撰『神名秘書』の奏覽等もあつて蒙古襲来以後は幕府と疎遠となりつつあつたとみて良いであろう。

## おわりに

以上述べ來たつたところを要約すると、次のようになろう。

度会家行によつて著された『類聚神祇本源』をみると、家行を“伊勢神道の相述者”とみるには疑問が多く、むしろ、内外宮の教學にト部家の家説また両部神道等を総合した新しい神道説の樹立を目指したものであると理解した。度会行忠の伊勢神道に果たした役割は、五部書の述作ではなく、『神名秘書』の撰述と奏覽とによつて、以後の朝廷との緊密な関係の先鞭をつけたこと、また皇字論争を外宮側で強力に推進し、この事件によつて神道思想がより深化したこと、にあるとみた。また、皇字論争で内宮側が優勢に事を運び得なかつた理由として、内宮長官・荒木田尚良の死去を想定したが、このことより、この事件が行忠等によって惹起されたとみることも出来ようか。神道五部書の成立時期に関しては、家行が『天地麗氣記』の述作を醍醐天皇撰とみていたことに関連付けて、田中卓氏説が成立する可能性を確認した。家行を単なる伊勢神道の相述者とみないこと、行忠の役割を上述の如くみることも、間接的にこれを補強することとなる。最後に、鎌倉期の荒木田氏が、当初は鎌倉幕府にも近かつたこと、しかし霜月騒動を境に離れていたことを考えた。

筆者は、従来の伊勢神道に関する研究が、鎌倉期の神宮史との関係を等閑視し、神道思想のみを取り上げて論ずる

姿勢に疑問を感ずるものである。伊勢神道を論ずる際でも、度会氏にのみ焦点を当て、内宮祠官・荒木田氏による神宮古伝や遷宮に関する、地味ではあるが重要な研究ないし記録化を注意しない点に問題があると思う。今日残されている鎌倉期の遷宮記は、ほとんど内宮のそれに関するもので、史料の残存性の問題はあるとしても、偶然だけとはいえないものがあるであろう。

また、本稿では、神道思想についてはほとんど触れることが出来なかつた。五部書の成立を遅くとも平安末期から鎌倉前期と押さえた場合、そこにみられる思想が、神宮祠官によつて、遷宮行事に奉仕した体験から、或は日々の神明奉仕のなかから自然と醸成されてくる性格のものなのか、或は何かに触発されてのものなのか、また忌詞がこのことなどどのように関係するのか、といったことも考えねばなるまい。<sup>(16)</sup> 伊勢神道の成立を議論する場合にはどうしてもこの点の解説が必要で、本稿で伊勢神道の成立時期を何時とみるか明言していいのはこういつたことと合わせ論じたいためである。両部神道との関連でいえば、本稿で指摘した「とはすがたり」の作者が、外宮で度会行忠と桧垣常良に、内宮で長官・荒木田尚良に会つたこと、鎌倉期の東大寺勧進聖・重源、西大寺叡尊また通海や無住が皆、祢宜（ことに一祢宜）の案内により参宮を遂げてゐること、これらは決して偶然ではなく、のことより当時、僧侶参宮の際、内外宮の祢宜クラスが案内をし、応対をしていたことが想定されるのである。これはまた神宮祠官の仏教理解の問題とも結び付いてこようか。残された課題も多いが、別稿に譲りたい。

註(1)以下、本稿第一節で述べていることの論証なし指摘は、全て神道大系『伊勢神道』上 の解題参照。本文では結論のみを記した。

(2) 久保田収氏『中世神道の研究』一二九頁以下参照。

(3) ただしその分類配列がなされているのは第一卷 天地開闢篇、第二篇 天神所化篇のみである。

(4) 鎌田純一氏「神宮古典籍影印叢刊八」『神道五部書』解説及び「神道五部書の成立」（『皇學館史學』第一号）。

(5)これまで『とはざがたり』の神宮参詣記事を史料として活用したものに萩原龍大氏「鎌倉時代の神宮参詣記」(同氏編)

『伊勢信仰 I』に再録があるが、僧侶の神宮参詣の例として紹介するのみで、皇室事件前史の史料として指摘するのは

本稿が初めてであろう。

(6)『とはざがたり』にみえる内外両宮およびその周辺に関する叙述が正確であることは、以下に述べる二点からも明らかであろう。まず『とはざがたり』にみえる外宮祠官の官職について、行忠を「二の社主」、常良を「神主」と記しているのは『二宮社宜年表』によつても間違いないところで、常良が八社主に取り立てられたのはこの翌年のことである。

次に、「法樂舎」について触れておきたい。これは『とはざがたり』に、

うちまかせての社などのやうに経を読むことは、宮の中ではなくて、法樂舎といひて、宮の中より四、五町のきた

る所なれば、日暮し念誦などして、暮るる程に、(下略)

とみえるもので、中世以降、内外宮のごく近辺に一箇所ずつ、この法樂舎なる建物のあつたことは良く知られているところである。だが、これが何時創建されたかをめぐっては、大正から昭和初期にかけて、『通海參詣記』の作者や信憑性をめぐる論争のなかで、議論されたことがある。論争の詳細については小島鉢作氏「伊勢神宮史の研究」(小島鉢作著作集第二巻)に譲り、省略したいが、法樂舎に関する『通海參詣記』の、又異國降伏ノ爲ニ、建治元年三月法樂舎立ヲテ、の記事をとらえて、『通海參詣記』偽書説の根拠の一つともされた(八代國治氏「国史叢説」)ことがあったのである。後年、久保田収氏は、從来上巻のみ知られていた『通海參詣記』の、下巻にあたる高野山金剛三昧院本を紹介され、本書を巡つての疑問点は氷解し、信憑性も確認された。『とはざがたり』の作者は、建治元年(一二七五)の創建から十数年後の法樂舎を目の当たりにした訳で、このことからも『とはざがたり』のこの前後の叙述の信憑性は十分にあると思う。

なお、ここで『とはざがたり』にみえる「千木」「月宮」についての記載も興味深いので以下概略みでおきたい。まず「千木」についての説明を、作者は何人から受けたことが『とはざがたり』にみえ、「この御社の千木は、上一人を守らんとて上へそがれると聞けば」とあるが、『宝基本記』の「千木」には、

千木者、智義也。搏風也。義則仁也。如天。智則靈也。如神。風者氣也。  
則不行不動。故神聖乘風雲而往行。冷然善。

とある。このことから『とはずがたり』の作者は、内宮で、古伝にでも基づくかと思われる説明を聞いたことが分かる。

次に『とはずがたり』には外宮を「月宮」とみる話が出てくるが、そうみて良いかどうかは、皇字論争のなかで、重要な論点として、内外宮祠官によつて論戦がたたかわされたことが知られている。『とわざがたり』には、「外宮をば月宮と申すか」とあり、伊勢神道的な理解でも外宮を「月宮」と説明していることが『宝基本記』にみえる。ここで興味深いのは『皇之字沙汰文』に、

同申状云。一所皇太神者。天地靈貴。日月之大元也云々。

此條殊以不審。如日本書紀者。生三月神。一書云。月讀尊。其光彩亞日。可以配日而治。故送之于天。云々。舊事本紀又同。

即今別宮月讀神歟。管見之所草如之。豐受宮月神坐之條。見何文哉。云々。

非了見之臣難也。或傳云。天照太神日輪也。豐受太神日輪也云々。又或記偶。豐者日如意也。受者月寶殊也々。

加之神記并秘記等。又以有子細。但依爲秘奧。所不載委細也。

とあることで、これを要するに、内宮祠官側の論拠は『日本書紀』『先代舊事本紀』『古語拾遺』等の古典であり、一方の外宮側は、外宮が本来、内宮と対等な、両宮並列な関係であるとして、譲らなかつたことが分かる。ただし、外宮を「月宮」とみる考證そのものは、はやく『中臣祓訓解』にもみえ、『とはずがたり』のこの記事より直ちにこの時期、『宝基本記』が内宮にもたらされており、それによつて内宮祠官よりかかる説を『とはずがたり』の作者が聞いた、と即断するよりも、むしろ、兩部神道的なものが、内宮に伝えられていたこととみるべきかもしれない。

(7)『とはずがたり』作者の方の歌は「月（外宮を指す）をなせ（戸をおろして）差別しておられるのでしょうか、いくら朝日の宮（内宮を指す）にお住まいだとはいゝ」というもので、それに対する尚良の返歌は「美しく澄む月（外宮）をどうして差別するのですか、楕の戸を開けなかつたのは私の老いの眠りの深かつたせいです」という大意である。

(8)『宝基本記』の神宮文庫所蔵度会延佳校本奥書にも「祭主定世卿本」の存在が明記されており、伊勢に常住して「禁河」を命ぜられていた称宜とは異なり、京都と伊勢を往復した祭主によつて、伊勢神道書が伊勢より持ち出され、逆に『釋日本紀』はじめ諸書が祭主を通じて伊勢にもたらされたことを想定して良いであろう。

(9) 岡田莊司氏「伊勢宝基本記」の成立——度会神道成立の一齣——(『神道史研究』一八卷四号)。

(10) 田中卓氏「荒木田古系図の出現」(『皇學館大學紀要』第二十一輯)の系図に拠つた。

(11) 宮地直一氏「大神宮両宮之御事に就いて」(『建武の中興と神宮祠官の勤王』に再録されたものによる)。

(12) 代表的なものとして『神道大辭典』の「皇子沙汰文」の項をあげることが出来よう。

(13) 久保田収氏『中世神道の研究』二三〇頁以下。

(14) 第二卷 天神所化篇の「く末尾にあり、家行自身の言である。

(15) 「吾妻鏡」 治承四年八月十六日条、同年十月十七日条、養和元年正月五日条、元暦元年五月三日条、同年同月十五日条等

参照。

(16) この点では、谷省吾氏や岡田莊司氏による伊勢流の祓や祓詞また祝詞の研究、さらに岡田重精氏の斎忌に関する研究が重要である。